

2018年2月1日から、ニュージーランドが実施するAGMの規制の概要

(1) 過去12ヶ月間にAGMの発生地域と飛翔期間の港に寄港した船舶に対し、AGM不在証明書の取得を要求

(2) NZ側が認証するAGM不在証明書を発給する検査機関は、現在、米国・カナダが認証している23機関と同じ。

(3) NZが設定している日本のAGMの発生地域と飛翔期間は、現在、米国・カナダが設定しているものと同じ。

(4) 船舶がNZ到着時に、

① NZ側に提示したAGM不在証明書をNZ側が有効であるとした場合は、「Low Risk Vessels」として評価され、すべての船舶を対象とした“General inspections”のみが実施。(有効な証明書とみなされるためには、船舶検査を出港と同日の昼間に実施。)

② NZ側に提示したAGM不在証明書をNZ側が有効でないとした場合は、「Medium Risk Vessels」と評価され、航海中の自主点検やAGM飛翔期間の滞在日数等をリスク評価の一部として考慮。NZ側が「容認できる (acceptable)」レベルと評価した場合には、“General inspections”が実施。その他の場合は、リスクに基づき“Escalated risk inspections”が実施。

③ AGM不在証明書を取得していない又はAGM不在証明書をNZ側に提示できない場合は、「High Risk Vessels」と評価され、“Pest specific full inspections”が実施。